

制定

新市民憲章

市の花は

「れんげ」

市の木は

「もみじ」

市の鳥は

「タンチョウ」

市民憲章等制定審議会を設置して検討をすすめていた新市の市民憲章と市の花・市の木・市の鳥。市民募集などの結果をもとに審議会の答申を受け、3月22日制定されました。

市民憲章

市民憲章は、市民それぞれの生活を健康で明るく、美しく、誇りを持ち、安全で豊かなものにするための心よりどころになるものです。この市民憲章を策定するため、市民憲章等制定審議会では審議会案を作成。この案について市民の皆さんからの意見を広く募集しました。そして、皆さんから寄せられた意見を基に再度審議会で検討が行われ、新しい市民憲章が答申され、制定されました。

市民憲章が市民の皆さんに広く普及するため、覚えやすく、実践しやすいものになるよう、3箇条の本文となつていきます。また、旧憲章にあった、「美しい自然」や「豊かな吉備文化」、「明るい家庭」、「あたたかいまち」などの普遍的な価値は、旧3市村に共通するものとして、新しい市民憲章の中に盛り込まれました。この新しく制定された市民憲章は、まちの理想像を掲げ、市民生活の規範や方向を示すことで、誰もが喜んでまちづくりに参加し、自主的に実践できることを目指しています。皆さんのご家庭やグループ、職場など、あらゆる生活の場面で、市民憲章を唱和し、実践しましょう。

総社市民憲章

わたくしたちは、美しい自然と豊かな吉備文化にはぐくまれている総社市民です。このことに誇りと責任をもち明るく豊かなまちをつくることにつとめます。

- 1 郷土を大切に
美しい環境を まもりましょう。
- 1 生涯学び
明るい家庭を きずきましょう。
- 1 たがいに助け合い
あたごかいまちを つくりましょう。

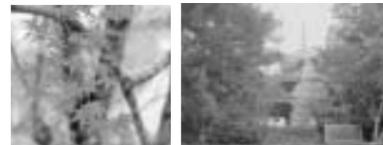
問い合わせ
まちづくり支援室
まちづくり支援係
(☎) 8242

市の花 れんげ



選定の理由
春、吉備路はれんげのジュータンでピンク色に染まる。れんげは地を肥やす花でもあり、自然の恵みを共有し、守り、まちづくりに生かしていくシンボルとしてもふさわしい。

市の木 もみじ



選定の理由
市内では、名勝豪溪、井山宝福寺などがもみじの名所として知られ、その美しさは総社の自然美を代表するものであり、市民の誇りでもある。夏は新緑、秋は紅葉に彩られるまちとなり、自然の恵みを共有できるのでふさわしい。

市の鳥 タンチョウ



選定の理由
日本でも限られた地でしか生育しないとされるタンチョウが総社の豊かな自然に抱かれて生まれ、現在きびじつるの里で育っている。つがいでも暮らすことから、互いに協力し合い心豊かに暮らすことをめざすまちのシンボルとしてもふさわしい。

市の花・市の木・市の鳥

市民募集ではたくさんの応募をいただきありがとうございました。その中から、投票数の最も多かった「れんげ」「もみじ」「タンチョウ」に制定されました。なお、制定された3種目に投票された人の中から抽選で5人の方に記念品を送らせていただきました。

の開催などを行うことにしています。(14、15ページに募集記事)
れんげの種をプレゼント
4月29日(祝)に開催される「吉備路れんげまつり」で、れんげの種をプレゼントします。れんげの花のじゅうたんを、皆さんの家の庭や畑に広げてください。
問い合わせ 企画課企画調整係
(☎) 8213

消防

住宅用火災警報器の設置義務付け

消防法と市の火災予防条例で、全ての一般住宅と共同住宅などに、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から適用されます。

現在、日本国内では、1年間に1000人以上の人が建物火災で亡くなっています。その内約9割は、自分が住んでいる住宅からの火災が原因です。また、亡くなった原因の約7割は逃げ遅れによるもので、火災の発生は夜間の就寝中に集中しています。こうしたことから、火災の早期発見、早期避難を目的に、全ての家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置する場所

寝室に使用する部屋の、天井か壁面に煙感知器を設置してください。2階以上に寝室がある場合は、寝室以外に階段の上部にも煙感知器が必要です。台所などの、火気を使用する部屋

購入先

消防用設備などの施工業者や家電販売店、ホームセンターなどで購入できます。購入するときは、日本消防検定協会の鑑定した鑑定品「NSマーク」付きを購入してください。

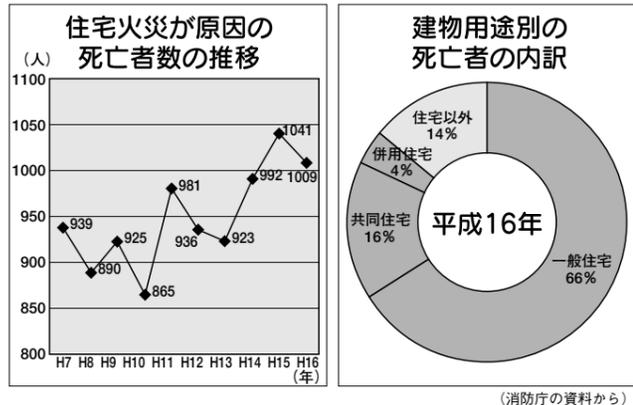
悪質な訪問販売に注意!

消防署で火災警報器を販売することはありません。訪問販売には十分注意してください。

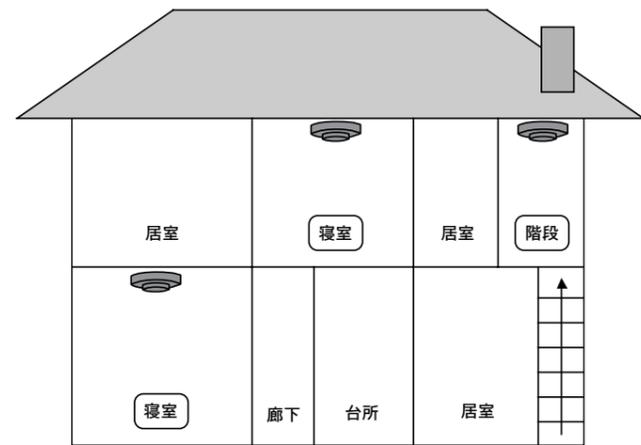
火災警報器の設置指導

市消防本部では、皆さんの地区の集会などに出向いて、火災警報器設置の指導を行っています。市消防本部予防課予防係までご連絡ください。
問い合わせ 消防本部予防課予防係 (☎) 8342

◎住宅火災と死亡者の状況 (全国での調査)



◎火災警報器の設置場所



◎住宅用火災警報器の種類



壁掛型

天井取り付け型

※両方とも、AC 100Vコード式と乾電池式があります。

